令和元年12月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和元年12月26日 (木)

令和元年12月農業委員会定例総会議事録

令和元年12月農業委員会定例総会を令和元年12月26日(木)午後3時から 日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員(14名)

	1番	股	野	満	男	2番	児	玉	恭	司
	3番	田	原	千	春	4番	鈴	木	_	徳
	5番	細	Ш	豪	邦	6番	鈴	野	淺	夫
	7番	溝	П	秀	樹	8番	Щ	本	孝	志
	9番	寺	原		勝	10番	黒	木	眞壽美	
1	1番	黒	木	藤	市	12番	安	藤	嘉	弥
1	3番	那	須	成	章	14番	黒	木	耕	作

欠席委員(なし)

農地利用最適化推進委員の出席者

出 席 委 員(15名)

15番	黒	木	義	行	16番	児	玉	_	良
17番	黒	木	好	美	18番	山		佐知	印男
19番	松	木	久	己	20番	佐	藤		力
21番	治	田		健	22番	黒	木	和	男
23番	甲	斐	敏	男	24番	黒	木	幸	義
26番	植	野	栄	$\vec{=}$	27番	直	野	廣	義
28番	橋	口		泉	29番	野	田	正	明
30番	矢	野	陸	男					

事務局出席者

事務局長 黒木秀樹 事務局長補佐 斧 由美農地係長 野別浩三

日程第1 議事録署名者の指名

4番 11番

- 日程第2 議案第69号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第70号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第73号 農地法第18条の規定による許可申請について
 - 議案第74号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第75号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について
 - 議案第76号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る 農業委員会の決定について
 - 議案第77号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について
 - 議案第78号 農地のあっせん申出について
 - 議案第79号 非農地証明について
 - 議案第80号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について
 - 議案第81号 農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議について
 - 報告第41号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - 報告第42号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
 - 報告第43号 農地改良届について
 - 報告第44号 取下願いについて
 - 報告第45号 農地中間管理事業に伴う農地配分計画について

その他

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

4 番 印

11 番 印

議事録

開 会 午後3時00分

議長

それでは、ただいまから、令和元年日向市農業委員会12月定例総会を開会 します。

なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話の電源を切るか、マナーモードに設定してください。次に、私語を慎んでください。また、発言される場合は、議席番号を言ってから発言していただきたいと思います。議事作成に支障を来しますので、よろしくお願いします。

まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に4番委員、11番委員を指名します。よろしくお願いします。

次に、日程第2、議案審議に入ります。

ここで、まず議案第73号とありますが、この資料を若干ずらしまして進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、議案第73号「農地法第18条の規定による許可申請について」であります。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局

はい、事務局です。

お手元の総会次第、日程では議案69号からとなっておりますが、これにつきましては今回は73号から行い、81号が終わった後に69号、70号の審議をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、議案の9ページをご覧ください。議案第73号「農地法第18条の規定による許可申請について」。

まず、番号の1につきまして説明を行います。

申請地は平岩、地目が田、面積が1,024㎡です。外14筆。田の合計が14筆で9,500㎡、畑の合計が1筆で1,649㎡、合計が15筆で1万1,149㎡です。今回の解約の理由としましては、双方合意による解約でございます。今回、農地の中間管理事業が、この地区で入る関係で、今現在貸借関係のある人につきましては、一旦合意解約をして、公社に農地を貸します。なので今回は借手の変更ということで合意解約を行います。

続きまして、2番、申請地が平岩外2筆です。田の合計が3筆で1,979 ㎡。解約の種類としましては、先ほど申しましたように公社が今回借手となりますので、一旦この契約につきましては解約を行って、農業振興公社が借りることになります。合意による解約の借手の変更でございます。

続きまして、3番、申請地が平岩、地目が田、面積が1,445㎡、外1筆です。田の合計が2筆で1,468㎡。こちらも一旦合意解約を行って、農業振興公社がこの農地を借りるための合意解約となります。

続きまして、4番、賃貸人が宮崎市恒久1丁目7番地14、公益社団法人宮崎県農業振興公社、申請地が富高、地目が田、地積が965㎡、田が外2筆。田の合計が3筆で1,853㎡です。こちらにつきましては、やはり公社が絡んでいるんですけれども、こちらは公社が農地を貸しているのを借人が借りていました。借人は、今回、この農地は一旦公社へ合意による解約でお返しします。借人以外の方がこの土地を借りるとのことです。

以上4件、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいま説明のありました案件につきまして、質疑はございませんでしょう

議長 か。

ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 あり

ありがとうございました。

全員賛成ですので、原案のとおりとします。

次に、議案第74号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」であります。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局

はい、事務局です。

議案第74号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

番号の1、土地の所在地日知屋、地目が畑、地積が331㎡、外1筆です。畑の合計が2筆で1,225㎡です。譲受理由は経営規模の拡大、譲渡理由は相手方の要望です。譲受人につきましては、門川町に確認しましたところ、門川では畜産をされている認定農業者とのことです。この農地につきましては、借りた後は畜産用の飼料等を植えるとのことです。譲渡人につきましては、高齢につき体調が思わしくなく、農地の管理がなかなかできないということで今回の売買となりました。譲受人の耕作面積は8,537㎡でございます。農地法第3条の規定による許可申請でございまして、農地法第3条第2項の各号には該当しません。

皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました案件につきまして、質疑はございませんでしょうか。

ないようですので、お諮りします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長

はい、ありがとうございました。

全員賛成ですので、原案のとおりとします。

次に、議案第75号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 利用権の設定に係る農業委員会の決定について」であります。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局

はい、事務局です。

議案第75号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について」。

説明に入る前に、担当委員の変更について説明を行います。

番号の1、受付年月日が令和1年12月13日、利用権の設定をする土地、財光寺、地目が田、地積が991㎡、利用権の種類が賃借権の設定です。始期と終期は令和2年1月1日から令和4年12月31日の3年間です。賃金は年間6,000円。主たる作物は野菜とありますが、実際に植えるものは野菜の玉ねぎとのことでした。利用権の設定を受ける者におかれましては、現在、日向市の富高で主に畑を借りて農業をしております。面積が2万9,480㎡です。日向市においても農地所有適格法人として活動されております。今回、利

事務局│用権の設定をする者に農地のあっせんをお願いに行ったところ、もう自分では なかなか農地が耕せないので、どうぞ借りてくださいということで快く貸して くださいました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申 請でございまして、同法の第8条第2項の各号には該当しません。

続きまして、2番、受付年月日が令和1年12月13日、利用権の設定をす る土地、財光寺、地目が田、地積が420㎡、利用権の種類が賃借権の設定、 始期と終期が令和2年1月1日から令和4年12月31日、賃金が6,000 円、期間が3年間、主たる作物は玉ねぎです。利用権の設定を受ける者につき ましては、先ほど説明しましたとおりです。この案件につきましても、あっせ んのため利用権の設定をする者のお宅に伺ったところ、こちらも快く農地を貸 してくれました。もうご自分では高齢につき作物が作れないのでよかったです と言っていました。

以上、説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いします。

ありがとうございました。

議長

それでは、番号1及び番号2担当の11番委員及び21番委員から、補足が あれば説明をお願いします。

11番委員

11番委員です。別にありません。

はい、ありがとうございます。 議長

2 1 番委員

21番委員、別にありません。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明の案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょう

ないようですので、お諮りします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、原案のとおりとします。

次に、議案第76号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 所有権の移転に係る農業委員会の決定について」であります。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局

はい、事務局です。

議案第76号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委 員会の決定について」。

こちらは売買の案件です。番号が1、受付年月日が令和元年12月9日、所 有権を移転する土地は、富高、地目が田、地積が416㎡、外1筆で、田の合 計が2筆の730㎡です。所有権の移転時期は令和2年1月5日、対価は40 万円です。対価の支払期限は令和2年1月5日、権利の種類は売買による所有 権移転です。所有権の移転を受ける者におかれましては、日向市の富高地区で 畜産をされております。日向市で認定農業者に認定されておりまして、経営面 積も1万1,291㎡あります。今回、事情を聞きましたところ、この土地に つきましては以前から所有権の移転を受ける者が所有権の移転をする者から借 りて作っているところでした。今回、所有権移転の話をしたところ売買となっ

事務局 たもので、申請となりました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による申請でございまして、同法第2項の各号には該当しません。

皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。

それでは、番号1担当の4番委員及び16番委員から、補足があれば説明をお願いします。

4番委員 4番委員、異議ありません。

議長しはい。

16番委員 16番委員、問題ありません。

議長しはい、ありがとうございました。

ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。

ないようですので、お諮りします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。

全員賛成ですので、原案のとおりとします。

次に、議案第77号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」であります。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局はい、事務局です。

お手元の資料の18ページからをご覧ください。

議案第77号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について」。中間管理事業における地権者から農業振興公社への農地の集積の案件です。

案件が1番から99番までありますが、まず1番から78番につきまして説明を行います。

こちらにつきましては、農地の中間管理事業が始まった平成26年に、地権者から農業振興公社に10年間ということで農地を貸した案件でございます。今回、まだ10年間という期限は来ておりませんが、両者で話し合いまして、期間をさらに5年間、令和12年1月31日まで契約期間を延ばしたいということで、再設定の申請となりました。賃金につきましても、当初は1反当たり玄米で60kgという設定でしたが、今回は若干、玄米のkg数が減っております。例えば、まず1番の案件では、面積が1,287㎡ですが、玄米でいくと38kg。本来ならこれは、前の契約なら70kg近くの契約となったところですが、今回半分ぐらいに減っております。こういった形で期間の延長とか賃金の変更等が今回の契約で入っております。

続きまして、79番から99番です。

こちらにつきましては、現在、日向市の平岩地区で土地改良事業を行っています。その関係がありまして、今回、それらの農地につきまして、一部中間管理事業で公社に集積させるということで、今回申請となりました。

ここで、資料を見られると分かると思うんですが、一部地番の表示が括弧書

事務局│きでされているところがあります。これは、現在、土地改良事業を行っている 関係で地番が現在ございません。なので仮地番を設定されております。その仮 地番の番地です。

案件は全て令和2年2月1日から令和12年1月31日で10年間となって おります。人によっては賃貸借もあれば使用貸借もあります。

最終的な集積面積につきましては、59ページにありますとおり、10年以 上で田が192筆、面積が25万8,784㎡、畑が1筆で1,649㎡、合 計で193筆、26万433㎡となっております。農業経営基盤強化促進法第 18条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には 該当しません。

皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました案件につきまして、質疑はございませんでしょう

ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長

全員賛成ですので、原案のとおりとします。 次に、議案第78号「農地のあっせん申出について」であります。 それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局

はい、事務局です。

資料の61ページをご覧ください。議案第78号「農地のあっせん申出につ

番号の1、土地の所在地、大字平岩、地目が田、地積が1,892㎡、農地 の状態は飼料作を植えています。申出人からは、この筆と下2筆を申出があり ました。

次に、平岩、地目が田、地積が276㎡、農地の状態は、こちらは休耕状態 です。申出の理由は、今回、なかなかご自分たちでは農地の耕作が難しい、ま たは既に休耕している状態なのでなかなか使えないということで、売却をした いという申出がありました。こちらにつきましては、あっせんの申出の審議と 併せてあっせんにつきましてもご審議をお願いします。事務局からの提案で は、地区の担当者の委員をあっせん委員として指名したいと思っております。 よろしくお願いします。

続きまして、2番、土地の所在地が美々津町、地目が田、地積が152㎡、 農地の状態は水稲です。申出の理由は買収をしたい。この土地を買いたいそう です。事情を聞きましたところ、現在、この方がこの農地の周辺、この農地も 含めて水稲を作っておりました。ところが調べたところ、このあっせんを申し 出た土地につきまして、違う所有者の土地でした。なのでその所有者から農地 を買いたいので、農業委員会にその所有者とも話をしてあっせんしてほしいと いうことで申出がございました。こちらのあっせんにつきましては、地区担当 委員を指名したいと思います。

皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいま説明のありました案件につきまして、質疑はございませんでしょう か。

議長 はい、どうぞ。

2番委員

2番委員です。

実は、この土地の売買につきまして、地権者から私に以前から要望があったところです。誰かを紹介してほしいということだったんですが、私自身もいろいろな方にご相談を申したんですけれども、今、土地は欲しくないというような断り方を受けましたので、農業委員会にあっせんを申し出て、ほかの農業委員の方たちも情報を共有していただきたいということで申出人にお願いをしたところであります。

以上であります。

議長しはい、ありがとうございました。

ほかに質問のある方はございませんでしょうか。 それでは、ほかにないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。

全員賛成ですので、原案のとおりとします。 次に、議案第79号「非農地証明について」であります。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 はい、議案第79号「非農地証明願いについて」。

資料の63ページをご覧ください。

番号の1、土地の所在地、東郷町、登記地目が畑、現況が山林、地積が386㎡、外2筆で、畑の合計が3筆の1, 539㎡です。こちらの土地につきましては、先日、事務局と担当委員の13番委員と18番委員と一緒に現地調査に行かせていただきました。現地につきましては、相当の期間耕作をやめてらっしゃって、既に山林化している農地でございました。証明内容としましては、10年以上耕作放棄されている土地で、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地でございます。この周辺につきましても、農地はなく山林化が進んでいる場所です。この農地が地目が山林となっても、ほかの農地に与える影響はないと思われます。

皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。

それでは、番号1担当の13番委員及び18番委員から、補足があれば説明をお願いします。

13番委員 事務局の説明のとおりであります。何もありません。

議長 はい、ありがとうございます。

18番委員 18番委員、ありません。

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑のある 方はございませんでしょうか。

ないようですので、お諮りします。

議長 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい、ありがとうございました。

全員賛成ですので、原案のとおりとします。

次に、議案第80号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」であります。

それでは、事務局に説明をお願いします。 しばらく休憩をいたします。

(休 憩)

議長

それでは、再開をいたします。

事務局

事務局です。

今日は農業畜産課の農振の担当が来ておりますので、説明をさせます。お願いします。

農業畜産課

農業畜産課です。

今回、農振の計画変更ということで、議案第80号議案別紙というものを使って、別紙で説明していきたいと思いますので、ご準備ください。

今回、農振整備計画の変更ということで、案件が2つ出ております。1つは編入の案件、もう一つは除外の案件ということです。では案件ずつ説明していきたいと思います。

まず、案件1なのですが、農用地、田への編入の案件となっております。土地の所在地番については、日向市大字平岩、現在の土地利用としては田、面積として1,467㎡となっております。編入の理由といたしましては、その土地については、中山間地域と直接支払交付金事業の対象農地であり、将来的に優良農地として維持・確保すべき農地として認められるため、編入の案件が出ております。

続きまして、案件2です。こちらは除外についての案件です。地番といたしましては、日向市美々津外1筆あって、合計で2,432㎡となっております。今回、除外については、その除外した場所に事務所と重機を置くための駐車場を建設したいということで相談を受けております。農用地部分については、農地転用の許可の見込みがあることを確認しております。

1号について説明いたします。今回、その除外する場所で林業関係の事業を行っている方が事務所を設置して、10号線に近いため流通面で利便性がいということで、ここにつくりたいという相談があります。また、今、ある事務所は、利便性が悪い、流通面で利便性が悪く敷地も狭い、重機も駐車できないということで、今回、この土地で事務所兼重機駐車場を建設する計画が上がっております。また、代替地等を検討しましたが、移転可能な土地がなかったということで、この土地について除外をしたいということです。

2号についてです。当該地についてなのですが、この部分については、もう 縁辺部ということで位置しているため、特に周りに農振農用地はないというこ とで問題はないと考えております。また、雨水については、敷地内で自然浸透 及び西側に道路が通っておりますので、そこの側溝へ流すということです。ま た、境界にはブロック塀を設置し、土砂の流入がないようにするとのことでし た。事務所から出る汚水については、ここが農業集落排水のエリアになってい ますので、そちらの下水につなぐということでした。よって、農業上、効率的

農業畜産課しかつ総合的な利用に支障はないと判断しております。

3号、4号、5号については、ここに書かれているとおりの理由となってお ります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいま説明のありました案件につきまして、質疑はございませんでしょう か。

それでは、農地部会長より報告をいただきたいと思います。

農地部会長

はい、農地部会から、今日、農地部会で審議、決議されていましたことをご 報告いたします。

本日、農地部会全員で現地を調査・確認したような次第です。

1号の案件については、編入ということで、今、農業畜産課から説明があっ た理由で問題はないということで、現在もちゃんと管理されている農地であり まして、この1号案件については部会としては問題はないということで決定し ております。

それから2番の、これは除外の申請ですが、この土地についても現地確認し たわけですけれども、現地は周辺の同意はもちろん取ってあるということで問 題はないと思いますが、今の現在地を若干埋立てして宅地造成してからという 話に聞いております。その前の道路に関しては、小学校の通学路に当たるとい うことで、車の出入り等も大変多いんでないかということで、通学児童に対し てのそういった配慮はしてもらうように。それから重機車両等が常時駐車・出 入りするということで、騒音等についても配慮していただくようにということ の要望がありましたので、この点を踏まえて、特に問題はないということで、 この案件については農地部会としては問題ないという結論を出したような次第 です。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいま農地部会長より報告がございましたが、ほかに質疑のある方はござ いませんでしょうか。

はい、どうぞ。

番委員

はい。案件2ですけれども、説明で分かりましたけれども、かなりの面積で すよね。事務所と重機。重機とはどのくらいな、いわゆるどのくらいのものが 幾つ置かれるのか、ましてやまた、この土場が足りないという懸念はないの か、ちょっとそのあたりを、林業関係ということもありまして、かなり面積が 広いので、その辺の懸念はなかったのかお伺いします。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

はい。その置場なんですけれども、重機が10tトラックが1台、4tトラ ックが2台分、あと、ちょっと専門的で分からないんですけれども、スイング ヤーダというやつとプロセッサ、あとグラップル、フォロワーダ等を入れまし て15台分の駐車場が必要ということで、あとは事務所が、約300㎡ほどの 事務所を建てたいということでしたので、そのような面積となっております。

番委員

分かりました。

議長

はい、よろしいでしょうか。 ほかにございませんでしょうか。 それでは、ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい、ありがとうございました。

全員賛成ですので、原案のとおりとします。はい、ありがとうございまし た。

次に、議案第81号「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議について」であります。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局

一般社団法人全国農業会議所から、農業委員会の農業委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議について依頼がありました。それによりまして本会議で申し合わせ決議を行いたいということで、議案第81号として提案させていただきました。

ページは69ページになります。私で読み上げをさせていただきます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守 を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記。

- 1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に 農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同 第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保 すること。
- 2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和元年12月26日。

日向市農業委員会。

以上、提案させていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいま説明のありました案件につきまして、質疑はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、原案のとおりとします。

続きまして、継続審議に移ります。

ここで、事務局の発言を許します。

事務局

ページは前に戻りますが、議案70号、69号になるんですが、このうち70号、69と70なんですが、70号の3番、1と3とあるんですが、3番に係る日陰図等、前回のこの総会で求められた資料の提出がまだ依然行われておりませんので、報告いたします。

議長

はい。ただいまの報告によりまして、議案第70号の3番につきましては、 引き続き継続審議といたします。

それでは、申請者及び申請内容が関連しておりますので、議案第69号の1番及び議案第70号の1番は一括して審議しますので、事務局に説明を1番のみお願いします。

事務局

はい、事務局です。

議案第69号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」及び議 案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を一括して 提案いたします。

内容につきましては、11月定例総会でご説明させていただきましたので割 愛させていただきますが、前回の総会時に皆さんから懸念があったということ で、周辺住民の同意書の件です。これにつきまして説明いたします。

その後、申請人と話をしまして、申請人が周辺住民への説明会を開催いたしました。あの後ですね。そして、そのときに周辺住民の方から同意書等の提出をいただいたとのことです。ここでいただいたのは、地区内の班に加入されている方から同意書を頂きましたと。また、加入されている方のうち1人は口頭で同意をもらったということでした。この1人の方は女性なんですけれども、ご自身がそういった動物に対するアレルギーがあるので、ブロイラー等の鶏舎の建設につきまして同意書は書けない。しかし建設については同意をするということで、口頭での返事はもらったところでした。なので地区内に加入をされている方からは、全て同意はいただいたということでお返事をいただいております。しかしながら、この班に入ってない方が1人いらっしゃって、その方はどうしても同意をしてくれないということでお返事をもらっています。1人だけですね。以上のところが前回と変更となりました。

皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは、ここで、番号1担当の3番委員及び27番委員から、補足があれば説明をお願いします。

はい、どうぞ。

3番委員

はい。先月はちょっと欠席しておりまして、失礼いたしました。

説明は今、事務局がされたとおりなんですが、本人から10日前、電話がございまして、いわゆるこの同意書については頂いたと。いただけなかったのは先ほどの説明のとおりです。

それから、もう一つ提案しましたのが、公害防止協定をしないといけないですねと言いましたら、はい、環境整備課に行ってその説明を聞き、一応そのときに、私の地元がブロイラーが五、六件入っておりまして、地区として公害防止協定等を結んでおります。その資料を参考にさせて、今、取り組んでおりますということでした。もちろん地区の区長もその辺りは理解していて、いいんじゃないかということで、今、公害防止協定書の手続を取り組んでおるということでした。その中で何年間の見直しというのはどう考えていますかと言いましたら、それは要らないだろうと言うから、そうじゃなくて地域の人たちの側

3番委員│に立った形でこの公害防止協定は考えていかないといけませんよということ を、私はちょっと提案させていただいたところです。といいますのは、鶏舎を する側ではなくて、地域の方たちが、数年たってくるといろいろ状況が変わっ てきたりしますので、やっぱりその見直しのところは入れたほうがいいんじゃ ないんですかという提案だけはさせていただいたところです。

> 内容はそういうことでしたので、ちょっと皆さんが、今の説明と私の説明で ある程度判断していただきたいなというのと、農業振興という観点からは、や はり頑張ってもらいたいなという二通りの感覚もあるところであります。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。 27番委員、何かありますか。

2 7 番委員

申請者は認定農業者でありまして、地区の住民たちに聞いて回りますと、若 い者だから地区の発展にもつながるからいいんじゃないかという意見は聞いて おります。

以上です。

議長

はい、ありがとうございます。

ただいま説明を受けましたけれども、ほかに質問等がございましたらお願い いたします。

それでは、ないようですので、お諮りします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、原案のとおりとします。

それでは、以上をもちまして議案の審議を終了いたします。

続きまして、報告41号から第45号について、事務局長から報告をお願い します。

事務局長

はい、それでは、日向市農業委員会事務局規定による受理通知書の交付につ いてご報告申し上げます。

まず、報告第41号「農地法第4条第1項第7号」、市街化区域内にある農 地の転用ですが、この規定よる届出についてであります。議案書では70ペー ジになります。

届出の件数は2件。土地は畑が2筆で面積は1,102㎡です。転用の内訳 は住宅でございます。

続きまして、報告第42号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転 用届出について」でございます。議案書は73ページ、74ページです。

届出の件数は全部で9件。土地は田が4筆で面積が1,463㎡、畑が7筆 で面積は3,416㎡、合わせて12筆、面積は4,879㎡でございます。 この76ページに転用の内容ごとの内訳を記載しております。

次に、報告第43号「農地改良届について」であります。議案書では77ペ ージ、78ページになります。

届出の件数は2件。土地は田が2筆で面積が1,000㎡でございます。 続きまして、報告第44号「取下願いについて」でございます。

11月11日に提出されました農地法第3条第1項の規定による申請につき まして、11月22日に取下書が提出されたものでございます。

事務局長

次に、報告第45号「農地中間管理事業に伴う農地配分計画について」でございます。議案書の81ページをご覧ください。

これは市農業畜産課から提供されました情報でございます。全部で26件、27万3, 630㎡、田が201筆、畑1筆の農地配分が行われております。詳細につきましては、別紙になりますが、報告第45号の別紙、こちらをご覧ください。

以上、ご報告申し上げます。

議長

はい、ありがとうございました。

先ほどの議案第69号の1及び議案第70号の3は一括して審議しております。そこで、70号の3は継続審議ということになっておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

それでは、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら お願いいたします。

ほかにご意見、ご質問等もないようですので、これをもちまして全ての会議 の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。

本日はご協力ありがとうございました。